

徳島県規則第六号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「車賃及び旅行雑費」を「その他の交通費」に改める。

別表の一の徳島県石油コンビナート等防災本部の項を削る。

別表の二の国民健康・栄養調査員の項中「九、二〇〇円」を「九、七〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表の一の徳島県石油コンビナート等防災本部の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則第二条の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。